

岐阜県公報

目 次

規 則

○岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(公共建築住宅課)

ページ
一

規 則

岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十五号

岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則(平成十三年岐阜県規則第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「登録の変更手続」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改め、同項を同条とする。

第三条を次のように改める。

(登録の消除手続)

第三条 法第十五条第一号の規定により高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の消除を申請しようとする者は、高齢者円滑入居賃貸住宅登録消除申請書(別記第二号様式)を知事に提出しなければならない。

別記第一号様式を削り、別記第二号様式を別記第一号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

